

# 健全育成 【(10)特別な支援を必要とする子どもへの対応】

## 基本施策/ いじめ、不登校等対策の充実

事業番号	315	316
事業名	学校巡回カウンセラーの派遣	教育相談事業(適応指導教室等を含む)
事業概要	小学校を学校巡回カウンセラーが訪問し、児童生徒や教職員を対象に、いじめや不登校、生活の問題に関する相談を行う。また、小学校からの要請に応じてカウンセラーを派遣する。	心因性の不登校児童生徒に対して学校復帰を目指すためのカウンセリングや、遊戯・行動療法、集団活動、体験的活動等を行う。
指標	-	-
初期値 (計画策定時)	-	-
目標値	-	-
実績値	-	-
20年度 実施状況等	■平成19年度事業終了。	個別のカウンセリングや遊戯・行動療法を実施した。 ■面接相談件数:6,433件 ■電話相談件数:3,459件 ■入級児:125人 (H21.3月末現在)
評価 (17~20年度)	●小学校において、年1度学校巡回カウンセラーを派遣し児童、保護者等に対する呼びかけをする動機づけには効果的であった。また、学校での問題を関係機関である子ども総合センターにつなぐことができるという成果もあげられる。その反面、年に1度、決められた日に訪問するということは、学校側のニーズに答えられないという問題点があった。要請訪問も実施していたが、すでに巡回スケジュールが入っている日は要請訪問が実施できなかった。今回、中学校におけるスクールカウンセラーの派遣日数を増やし、小学校もそれを活用するということは、小学校卒業後、中学校に進学することを踏まえ、小中の連携という学校巡回カウンセラーではなしえなかった課題を克服できるものと期待できる。	●個別指導を必要とする不登校児童生徒を適応指導教室以外の少年支援室での対応としたため入級生はやや減少したものの、学校復帰率も高い。また、高校進学率も94.7%と成果を上げているといえる。 <今後の問題・課題など> ○あだち少年支援室では、施設的に今以上の児童生徒に対応することが困難である。 ○発達障害の2次障害としての不登校児童生徒が増加しており、適応指導教室入級後に集団適応性がないことが判明し個別対応をしなくてはならないケースが増加している。 ○新しく採用された教職員に適応指導教室の存在が周知されていない。
今後の方向性	終了	継続
理由、改善点等	教育委員会からのスクールカウンセラーの派遣日数増加に伴い事業終了。	北九州市での不登校児童生徒数は増加しており学校での対応には限界があり、有効な通所事業である。
備考 (特記事項)	平成19年度事業終了	
担当(課)	子ども家庭局・子ども総合センター	子ども家庭局・子ども総合センター

## 健全育成 【(10)特別な支援を必要とする子どもへの対応】

### 基本施策/ 非行少年に対する支援

事業番号	317	318
事業名	少年サポートチームの設置	児童自立支援策の充実
事業概要	<p>教員・警察官のOBを配置し、問題行動を繰り返し起こす児童生徒やその保護者、被害にあった児童生徒に適切な対応を行うとともに、学校・教育委員会・警察等の関係機関の連携を図る。</p>	<p>増加傾向にある不登校、シンナー等非行対策の強化を図るため、非行少年の更生とその家族及び地域への対応策を充実させるとともに、社会的自立を支援するため、専門的な職員を配置するなど既存施設の機能強化やファミリーホーム等を運営するNPO等の支援を検討する。</p> <p>また、児童自立支援施設の設置にあたっては、様々な課題があるため、引き続き検討する。</p>
指標	-	-
初期値 (計画策定時)	-	-
目標値	-	-
実績値	-	-
20年度 実施状況等	<ul style="list-style-type: none"> <li>■児童生徒対応:104名</li> <li>■保護者対応:41名</li> <li>■訪問校数:37校</li> <li>計:303回</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■子ども総合センター(児童相談所)相談受付件数</li> <li>・不登校相談:384件</li> <li>・非行相談:272件</li> </ul>
評価 (17～20年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●問題行動を繰り返す児童生徒やその保護者に対して学校訪問や家庭訪問等で直接指導・支援することで、行動や生活が改善するなどの効果をあげている。</li> <li>●指導員が保護者との人間関係を十分に築いた上で、継続的に支援したことで対応したほとんどの保護者から、もっと早い段階から知り合っていたら良かった等の声が聞かれ、成果は十分にあげられている。</li> </ul> <p>&lt;今後の問題・課題など&gt; 来所や学校訪問・家庭訪問において子どもや保護者に指導を受けさせる強制力を持たないため、保護者が拒否した場合の対応が難しい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●いじめや不登校、ひきこもり、非行等の様々な問題を抱えた子どもに対応するため、相談事業等を行ってきた。</li> </ul>
今後の方向性	継続	拡充
理由、改善点等		<p>非行少年の立ち直りと自立を促進するため、子ども総合センターの体制を充実する必要がある。</p>
備考 (特記事項)		
担当(課)	教育委員会・指導第二課	子ども家庭局・子ども総合センター、子育て支援課、青少年課

## 健全育成 【(10)特別な支援を必要とする子どもへの対応】

### 基本施策/ 非行少年に対する支援

事業番号	319
事業名	薬物乱用対策事業
事業概要	シンナー等薬物乱用依存者の治療や社会復帰に向けた取り組みの充実を図るとともに、保健・医療・福祉等の連携、支援体制の充実を図りシンナー等の薬物問題の減少につなげる。
指標	—
初期値 (計画策定時)	—
目標値	—
実績値	—
20年度 実施状況等	<ul style="list-style-type: none"> <li>■薬物対策連絡協議会：平成21年1月23日開催(1回)</li> <li>■薬物相談：2回/月実施、相談者延23名</li> <li>■薬物問題家族教室：1回/月実施、参加者延103名</li> <li>■薬物乱用・依存問題専門研修：2回/年実施、参加人数128名</li> <li>■薬物関連問題実務者ネットワーク会議：3回/年実施、参加人数100名</li> <li>■高校・大学での予防教室開催：6回、参加者2,566名</li> <li>■北九州DARCセミナー(市共催事業)。参加者70名程</li> </ul>
評価 (17～20年度)	<p>●シンナー等薬物乱用・依存者全体への支援は困難であるが、関係機関と連携を図りながら取り組んでいる。</p> <p>&lt;今後の問題・課題など&gt; 思春期の治療や相談場所及び専門スタッフの不足、女性への対応の困難さ、協力医療機関・中核医療機関の不足などの課題がある。</p>
今後の方向性	継続
理由、改善点等	薬物の問題に対応する相談支援機関は少ないのが現状である。新たな社会資源創出も視野に入れながら、事業を継続していく必要がある。
備考 (特記事項)	
担当(課)	保健福祉局・精神保健福祉センター、医務薬務課 子ども家庭局・青少年課、子ども総合センター

## 健全育成 【(10)特別な支援を必要とする子どもへの対応】

### 基本施策/ 児童虐待防止対策の充実

事業番号	320	321
事業名	虐待の早期発見・適切な対応及び児童への支援、関係機関との連携強化	家族のためのペアレントトレーニング事業
事業概要	子どもの人権を守り健やかな成長を支援するため、要保護児童対策地域協議会の開催や虐待を受けた児童のケア、子育てに悩む家庭などを支援する。	「虐待を行った保護者」及び「養育不安のある保護者」に対して、適切なカウンセリングを行いながら、児童に対する養育技術や家庭環境の整備に関する訓練を行う。
指標	区実務者会議設置	参加家族数
初期値 (計画策定時)	16年度:0	16年度:7家族
目標値	21年度:全区に設置	21年度:40家族
実績値	17年度:全区に設置	20年度:37家族
20年度 実施状況等	<p>■年2～4回の「要保護児童対策実務者会議」が各区において開催され、困難事例の支援や連携のあり方について、協議が行われた。</p>	<p>「養育不安コース」、「家族再統合コース」の2コースを実施し、児童の家庭復帰を図った。</p> <p>■養育不安コース ・対象:20家族 ■家族再統合コース ・対象:17家族</p>
評価 (17～20年度)	<p>●児童虐待は、子ども自身は声を出せず、虐待している親が支援ニーズを発することはほとんどない。このように表面に出てこないニーズをキャッチし、適切な対応をするため、身近な子育て支援機関や区の対応能力の向上及び連携強化が重要である。このため、各区の支援ネットワークの構築を目的とした「実務者会議」が、平成17年度に全区役所に設置された。この会議では、情報の共有や区役所が実際に対応している困難事例の処遇検討が行われており、身近な事例を通して各機関の役割や連携のあり方について協議できる体制を整えることができた。</p> <p>&lt;今後の問題・課題など&gt; 区の「実務者会議」が主体となり、区内の現状や課題に即した研修や講演会を実施し、関係機関の早期対応能力の向上を図る。</p>	<p>(養育不安コース) ●グループ活動により、親子同士だけでなく、保護者同士や子ども同士の交流ができ、共感し合える場の提供が可能となった。 ●養育技術の習得だけでなく、保護者同士のつながりが増え、養育不安の軽減が図られるものとなった。 (家族再統合コース) ●保護者が有効な養育方法を身につけることにより、保護者の不安やストレスの軽減が図られただけでなく、子どもの情緒の安定も図られた。</p> <p>&lt;今後の問題・課題など&gt; (養育不安コース及び家族再統合コース) 保護者のプログラム参加にあたっての動機付けを高め、より効果的かつ効率的な事業展開を図っていく必要がある。</p>
今後の方向性	拡充	継続
理由、改善点等	今後とも区レベルの虐待対応の強化が重要である。区の対応能力向上および関係機関の連携強化のため、事業を拡充する。	虐待相談は年々増加しており、被虐待児のケアに並行して、虐待者への対策は不可欠である。養育不安の軽減や虐待者の持つ心理的不安の軽減に効果的なプログラムを検討しつつ、継続していく。
備考 (特記事項)		
担当(課)	子ども家庭局・子ども総合センター	子ども家庭局・子ども総合センター

## 健全育成 【(10)特別な支援を必要とする子どもへの対応】

### 基本施策/ 児童虐待防止対策の充実

事業番号	322	323
事業名	メンタルフレンド派遣事業	ひきこもり児童宿泊等指導事業
事業概要	被虐待・ひきこもり等の児童に対して、メンタルフレンドが家庭訪問等を行い、当該児童とのふれあいを通じて心の健康の改善や家庭環境の再構築を支援する。	ひきこもり等不登校児童の社会適応能力、対人関係、自主性、意欲等の向上や精神的安定、ストレスの解消を図るため、日帰り事業や親子関係を支援するための七宝・陶芸教室を実施する。
指標	-	-
初期値 (計画策定時)	-	-
目標値	-	-
実績値	-	-
20年度 実施状況等	メンタルフレンドの募集、研修、実習を実施し、メンタルフレンド登録者を家庭等へ派遣した。 ■活動件数: 610件 ■登録者数: 65名 (H21年3月末現在)	日帰り事業、親子支援(陶芸教室)等を実施した。 ■陶芸教室: 98人(H21年3月末現在)
評価 (17～20年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市全体として虐待、不登校の件数が増加する中、メンタルフレンドは、同年齢の仲間集団とも、親や教師・指導者とも異なる関係性にあり、児童が安心して内面葛藤を表現し、成長モデルとして取り入れ、元気や関係性を育んでいくのに有効である。</li> <li>●被虐待・ひきこもり等の児童に対して、一定の研修を積んだ資質と意欲のあるメンタルフレンドを派遣することで、当該児童とのふれあいを通じて、心の健康改善や家庭環境の再構築を支援することができた。</li> <li>●メンタルフレンドの質を高めることで、派遣家庭に対して、きめ細やかな包括的な支援を行うことができた。</li> </ul> <p>&lt;今後の問題・課題など&gt; メンタルフレンドの質の確保・効果的、効率的な事業展開を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●児童の状態にあったプログラムを検討している。対象児童の特性から、陶芸教室では、なかなか毎回継続して参加する児童生徒は少ないが、この事業への参加を目標としている家庭も多い。</li> </ul> <p>&lt;今後の問題・課題など&gt; できるだけ多くの児童に参加してもらえるよう、プログラムや内容の検討を行う必要がある。</p>
今後の方向性	継続	継続
理由、改善点等	派遣ニーズに確実に応じられるよう、メンタルフレンドの質の維持向上など、派遣体制の充実に努める。	被虐待児や不登校・ひきこもり児童は、発達や家族背景に複雑な状況を抱えている場合が多いため、それぞれの児童に見合ったプログラムや支援を実施していく必要がある。
備考 (特記事項)		
担当(課)	子ども家庭局・子ども総合センター	子ども家庭局・子ども総合センター

## 健全育成 【(10)特別な支援を必要とする子どもへの対応】

### 基本施策/ 社会的養育が必要な子どもへの支援

事業番号	324	325
事業名	子どもの権利擁護調査委員会の設置	自立援助ホーム
事業概要	子どもの権利擁護を推進するため、弁護士や医師、大学教授などからなる「子どもの権利擁護調査委員会」を設置し、児童福祉施設内での処遇や措置に対する意見等に基づき調査審議を行う。	児童養護施設を退所した子どもが集団生活を送りながら、相談・援助を受けることができる自立援助ホームや、資格取得費の助成を行う。
指標	—	—
初期値 (計画策定時)	—	—
目標値	—	—
実績値	—	—
20年度 実施状況等	子どもの権利擁護調査委員会の開催。 ■開催回数:0回	入所児童の自立を促進する場として活動している。 ■入所児童数:10人(平成21年3月時点)
評価 (17～20年度)	●現在、委員会を開催するような通告・通報がないため、実際に当委員会が活動することはないが、通告・通報があった場合には多方面において調査、助言、指導ができるよう体制をとっている。	●児童養護施設等を退所した児童等に対し、相談や日常生活上の援助、生活指導を行いながら、就業支援を行っており、児童の社会的自立の促進に寄与している。 ●社会的ニーズも高まっていることから、今後も継続して実施していく必要がある。
今後の方向性	継続	拡充
理由、改善点等	施設に入所する児童の権利擁護に関する、通告・通報があった場合には、多方面において調査、助言、指導が必要なため。	現在、北九州市内に1ヶ所自立援助ホームがあるが、男子専用化している。そのため、女子が入所できるよう女子用の自立援助ホームの設置を検討する。
備考 (特記事項)		
担当(課)	子ども家庭局・子育て支援課	子ども家庭局・子育て支援課

## 健全育成 【(10)特別な支援を必要とする子どもへの対応】

### 基本施策/ 社会的養育が必要な子どもへの支援

事業番号	326	327
事業名	児童養護施設入所児童等運転免許取得費助成	児童養護施設における小規模グループケアの実施等
事業概要	児童養護施設を退所した人や自立援助ホーム入所者を対象に、普通自動車免許取得費を助成する。	虐待を受けた子どもの多くは、きめ細やかなケアや治療を必要としていることから、家庭的なケアを実施するため、市内の児童養護施設等において、小規模グループケア等ができるよう施設の充実を図る。
指標	-	実施施設数
初期値 (計画策定時)	-	16年度:5施設
目標値	-	21年度:6施設
実績値	-	20年度:6施設
20年度 実施状況等	■免許取得者:12名	■家庭的な環境の中で、児童養護施設等職員との個別的な関係を重視したきめ細やかなケアを提供。
評価 (17~20年度)	●就職に有利な普通自動車免許取得のための負担を軽減することで、児童の自立促進に寄与しており、今後も継続して実施していく必要があると考える。	●少人数を対象としてケアを行うため、個別ニーズに対応することができ、虐待を受けた子どもなどに手厚いケアすることができる。
今後の方向性	継続	拡充
理由、改善点等	申請率は年々増加しており、児童養護施設等入所児童の自立促進に寄与しているため継続する。	1施設1グループケアまでしか設置できなかったが、平成21年度より1施設2グループケアまで設置できるようになった。小規模での養護は子どもにとってニーズが高いと思われるため、拡充するもの。
備考 (特記事項)		
担当(課)	子ども家庭局・子育て支援課	子ども家庭局・子育て支援課

## 健全育成 【(10)特別な支援を必要とする子どもへの対応】

### 基本施策/ 社会的養育が必要な子どもへの支援

事業番号	328	329
事業名	一日里親事業	家庭養育推進事業(里親の育成)
事業概要	児童養護施設に入所している児童に温かい家庭生活を体験させ、児童の社会性の涵養・情緒の安定、退所後の自立を促進する。	児童福祉への理解を深め、養育里親の開拓、里親の養育技術の向上を図り、要保護児童の福祉の増進を図るため、里親及び里親希望者に対して研修を実施する。
指標	一日里親数	-
初期値 (計画策定時)	16年度:341人	-
目標値	21年度:350人	-
実績値	20年度:315人	-
20年度 実施状況等	一日里親を対象に家庭生活体験行事、「児童養護施設卒園児を励ます会」、里親研修会を実施した。 ■会員数:315人(H21年3月末現在)	■平成20年度より、No.373「里親促進事業」に統合。
評価 (17～20年度)	●家庭での生活を体験したことのない児童にとって、児童養護施設を離れ、一日里親宅で2泊3日程度家庭生活を体験すること、そして卒園まで同じ一日里親が関わり続けることは、家庭や家族の役割の体験学習とともに、児童の精神的な支えとなっている意義は大きなものがある。  <今後の問題・課題など> 今後、一日里親の高齢化も見込まれることから、一日里親の活動を啓発し、引き続き新規里親の開拓を図ることが重要である。	●里親拡大、委託拡大のためには、広く里親理解の促進とともに、安心して里親を継続できる体制の整備(継続した里親研修、困ったときにすぐに先輩里親等に相談できる体制等)が重要である。  <今後の問題・課題など> ○ようやく最近になって、里親の役割の認識が見られるようになったが、まだまだ社会的認知度は低い。 ○里親の拡大や安心して里親を継続するためには、更に里親理解の促進(PR等)の取組みや里親相互で助け合う仕組み(里親会活動)を支援していく必要がある。
今後の方向性	継続	終了
理由、改善点等	施設養護を受ける児童にとって、一日里親宅での生活は貴重な家庭生活体験であり、退所後の自立を促進する。	
備考 (特記事項)		平成20年度より、No.373「里親促進事業」に統合
担当(課)	子ども家庭局・子ども総合センター	子ども家庭局・子ども総合センター



## 健全育成 【(10)特別な支援を必要とする子どもへの対応】

### 基本施策/ 社会的養育が必要な子どもへの支援

事業番号	385
事業名	児童養護施設入所児童等の身元保証人確保対策事業
事業概要	児童養護施設や婦人保護施設などに入所中または退所した子どもや女性が、就職や住宅を賃借する際に親等による保証が得られにくく、就職やアパートの賃借が困難になる場合があることから、母子生活支援施設の施設長等が保証人となり、その保証人に損害賠償や債務弁済の義務が生じた場合に賠償額のうちの一定額を支払う制度。
指標	—
初期値 (計画策定時)	—
目標値	—
実績値	—
20年度 実施状況等	■2件、保証年額18,600円
評価 (17～20年度)	●今後も利用ニーズはあるため、制度の周知を行っていく必要がある。
今後の方向性	継続
理由、改善点等	利用ニーズがあるため、今後も制度の周知に努める。
備考 (特記事項)	
担当(課)	子ども家庭局・子育て支援課

## 健全育成 【(10)特別な支援を必要とする子どもへの対応】

### 基本施策/ 障害のある子どもへの支援

事業番号	330	331
事業名	生き生きバリアフリー	保健福祉相談コーナー充実事業
事業概要	地域の障害のある子どもたちを、地域活動に受け入れていくきっかけをつくるとともに、地域の人々との交流により相互理解を深めることを目的に、障害に応じたプログラムを実施する。	障害者の状況に応じた総合的なサービスが提供できるよう、健康づくりから介護サービスまで、あらゆる相談を受け付ける相談コーナーの充実を図る。
指標	延べ実施箇所数	—
初期値 (計画策定時)	16年度:14か所	—
目標値	21年度:49か所	—
実績値	20年度:38か所	—
20年度 実施状況等	■7か所で実施。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■実施事業:保健福祉相談コーナー職員(新任)研修</li> <li>■開催期日:平成20年5月9日</li> <li>■開催場所:アスト2階講堂</li> <li>■研修内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者と障害者施策について</li> <li>・障害福祉・精神保健福祉・子ども総合センターについて</li> <li>・障害者自立支援法について</li> <li>・高齢者施策について ほか</li> </ul> </li> <li>■参加人数:96人</li> </ul>
評価 (17～20年度)	<p>●障害のある子どもたちが、地域活動に参加するきっかけづくりや相互理解を深めるための事業として、今後も必要である。</p> <p>&lt;今後の問題・課題など&gt;  ○障害のある子どもたちへの広報。  ○この事業を支えるボランティアの育成や研修。  ○実施館と特別支援学級のある学校や特別支援学校との関わり。</p>	<p>●業務の質の向上に役立っていると評価できる。</p> <p>&lt;今後の問題・課題など&gt;  より参加者のニーズにあったものを心がけたい。</p>
今後の方向性	継続	継続
理由、改善点等	障害のある子どもたちが、地域活動に参加するきっかけづくりや相互理解を深めるための事業として必要が高い。	保健福祉コーナー研修会については、多分野にまたがる研修は他になく、各区役所からの要望も多いため継続する必要がある。相談係長会議についても同様に、各区役所からの要望も多く意見の統一や相談者の対応の向上を図るため継続する必要がある。
備考 (特記事項)		
担当(課)	教育委員会・生涯学習課	保健福祉局・障害福祉課

## 健全育成 【(10)特別な支援を必要とする子どもへの対応】

### 基本施策/ 障害のある子どもへの支援

事業番号	332・333	334
事業名	北九州市障害者相談支援事業	障害児通園施設の総合通園化
事業概要	障害者の地域生活の安定と福祉の向上を図るため、専門的な立場からの相談を受け、必要な支援を円滑に実施する。	知的障害児や肢体不自由児及び難聴幼児が、身近な地域で障害の種別を越えて指導・訓練を受けることができるよう、障害児通園施設の総合通園化を図る。
指標	-	-
初期値 (計画策定時)	-	-
目標値	-	-
実績値	-	-
20年度 実施状況等	<p>■相談業務</p> <p>障害のある人の生活全般に関して、本人や家族等からの生活相談に応じるとともに、区役所などと連携して困難な課題に対する対応等について調整や検討を行った。</p> <p>・年間相談数:延べ 11,134人</p>	<p>■平成19年度事業終了。</p>
評価 (17～20年度)	<p>●利用者が障害福祉サービスを受ける際の相談機関としての役割も担っており、また、障害福祉サービスを受給している方が適切に受給できているかどうかのチェックも行っている。障害福祉サービスの受給者がいる限り、相談・チェック機能は必要となるため、効果的で重要な事業である。</p>	<p>●平成18年10月の児童福祉法改正に伴い、障害児施設の利用の仕組みは、「措置制度」から、新たな利用の仕組み「障害児施設給付費制度」(契約制度)に移行した。これにより、利用者(保護者)自らが施設を選択し申請を行った上で、都道府県等が支給決定(契約制度)を行うようになり、障害の種別を超えた施設利用が可能となったため本事業は廃止した。</p>
今後の方向性	継続	終了
理由、改善点等	<p>障害者による相談件数が毎年伸びてきており、また、相談内容も時代のニーズに伴って発達障害の相談などを筆頭に多様なものとなっている。以上より、この相談支援事業が障害者にとって重要なものであることが伺えるため、今後も継続して事業を続けていく。</p>	
備考 (特記事項)	No.333「精神障害者地域生活支援センター」と統合に伴い、事業名・事業概要変更(旧・障害者支援センター運営委託事業)。	平成19年度事業終了
担当(課)	保健福祉局・障害福祉課	保健福祉局・障害福祉課

## 健全育成 【(10)特別な支援を必要とする子どもへの対応】

### 基本施策/ 障害のある子どもへの支援

事業番号	335	336
事業名	ホームヘルプサービス事業	心身障害児(者)短期入所事業
事業概要	日常生活を営むのに支障がある障害児(者)に対し、ホームヘルパーを派遣し、家事援助・身体介護・外出支援等の日常生活上の必要なサービスを行うことで、在宅・地域生活の支援を行う。	介護者の病気などにより、一時的に介護が受けられなくなった在宅の障害児(者)を障害者施設において短期間介護を行う。
指標	-	-
初期値 (計画策定時)	-	-
目標値	-	-
実績値	-	-
20年度 実施状況等	<ul style="list-style-type: none"> <li>■障害福祉サービスによる利用者数:1,027人</li> <li>■地域生活支援事業による利用者数:411人</li> <li>(※いずれも障害児・障害者を合わせた人数 H21.2利用者)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■短期入所延利用者数:(宿泊のみ)2,127人</li> <li>※いずれも障害児・障害者を合わせた人数</li> </ul>
評価 (17~20年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●平成18年4月から障害者自立支援法が施行され、新しいサービス体系となった。</li> <li>●平成18年度以降、利用者数は増加しており、新しいサービス体系が市民(利用者)に着実に浸透している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●平成18年4月から障害者自立支援法が施行され、新しいサービス体系となった。</li> <li>●平成18年度以降、利用者数は増加しており、新しいサービス体系が市民(利用者)に着実に浸透している。</li> </ul>
今後の方向性	継続	拡充
理由、改善点等	障害(児)者が地域で安心して暮らせる社会の実現のためには、必要不可欠な事業である。	障害(児)者や家族が地域で安心して暮らせる社会の実現のためには、必要不可欠な事業である。
備考 (特記事項)	平成18年10月より自立支援法によるサービスに移行	平成18年10月より自立支援法によるサービスに移行し、短期入所のうち、日帰りショートはNo.306「日中一時支援事業」として位置づけられた。
担当(課)	保健福祉局・障害福祉課	保健福祉局・障害福祉課

## 健全育成 【(10)特別な支援を必要とする子どもへの対応】

### 基本施策/ 障害のある子どもへの支援

事業番号	337	338
事業名	身体障害者・知的障害者デイサービス事業	障害児放課後サポートクラブ事業
事業概要	在宅障害者の自立の援助や社会参加の促進を目的に、通所による日常生活訓練や入浴・給食サービスの提供を行う。また、新たな施設整備の際には障害者デイサービス施設併設を検討する。	障害のある中高生が養護学校放課後に活動する場を確保し、施設利用者との交流や設備を利用した体験学習を通じ卒業後の地域生活のスムーズな移行を図る。また、障害児を持つ親の就労支援とレスパイトに寄与する。
指標	-	-
初期値 (計画策定時)	-	-
目標値	-	-
実績値	-	-
20年度 実施状況等	■平成18年度事業終了。	<p>■平成19年度より、No.306「日中一時支援事業」の放課後対策として統合。</p> <p>(参考:18年度実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年間延利用人数:1,010人</li> <li>・年間延利用回数:204回</li> </ul>
評価 (17～20年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●平成15年度から支援費制度への移行により、利用者の自己決定を尊重した利用契約制度として、個々のニーズに応じたサービスの提供を行うとともに、事業者の拡大を図った。</li> <li>●障害者自立支援法の新体系(平成18年10月から)においては、障害者デイサービス事業は廃止となり、日中活動(生活介護等)に移行。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●障害児の放課後の活動の場を確保するとともに、保護者の介護負担の軽減に効果的であり、ニーズが高い事業。</li> <li>●市民ニーズに沿った効果的な事業実施を図るため、平成19年度より、本事業と「障害児の放課後対策事業」を統合し、「日中一時支援事業(放課後対策)」として実施している。</li> </ul>
今後の方向性	終了	終了
理由、改善点等		平成19年度より、No.306「日中一時支援事業」の放課後対策として統合。
備考 (特記事項)	障害者自立支援法の新体系においては、障害者デイサービス事業は廃止となり、日中活動(生活介護等)に移行したため、平成18年度終了。	
担当(課)	保健福祉局・障害福祉課	保健福祉局・障害福祉課

# 健全育成 【(10)特別な支援を必要とする子どもへの対応】

## 基本施策/ 障害のある子どもへの支援

事業番号	339	347
事業名	障害児の長期休暇対策事業	発達障害者総合支援事業
事業概要	障害児本人の健全な育成と家族の介護負担の軽減を図るため、障害児の長期休暇の過ごし方について、活動の場・各種のプログラムを提供する。	自閉症などの発達障害に関しては、平成17年4月に「発達障害者支援法」が施行されるなど、適切な支援体制の整備が必要であるため、平成18年度より「発達障害児(者)支援体制整備検討委員会」を発足させ、それまでの発達障害施策を整理し、新たに「発達障害者総合支援事業」を立ち上げ、発達障害者に特化した事業を展開する。 今後は、有効な支援手法の開発・確立を図ることを目的に、新たに「発達障害者支援モデル事業」を開始した(20年度～)。
指標	—	—
初期値 (計画策定時)	—	—
目標値	—	—
実績値	—	—
20年度 実施状況等	<p>■実施内容 障害児及びその家族が主体となって、夏休み期間中に活動している団体が実施する活動に対し、ボランティアを派遣するもの。</p> <p>■実績 ・実施箇所数:7箇所 ・実施日数:延べ18日間 ・参加児童数:延べ453名 ・ボランティア数:延べ268名</p>	<p>■整備検討委員会を開催(2回) ■発達障害シンポジウムを開催(11月) ■商業店舗向け啓発リーフレット「知ってほしいな発達障害のこと」を作成・配布 ■発達障害者支援モデル事業の開始 ■発達障害者のためのサポートファイルの検討</p>
評価 (17～20年度)	<p>●長期休暇期間中における家族の介護負担の軽減対策になるとともに、各種プログラムを実施することにより、障害児の健全な育成を図ることが出来る。平成20年度は実施する特別支援学校が1校増えて7校となり、残り1校で全校実施となる。</p> <p>&lt;今後の問題・課題など&gt; 当日の実質的な活動内容は各学校のPTAが企画運営しているため、一部の保護者に過重な負担が生じ、本来の目的であるレスパイトが果たせていない現状がある。</p>	<p>●発達障害者支援センターの利用者数や、シンポジウム・研修等の申込者数の増加などに見られるように、「発達障害」への関心は高まっており、普及・啓発の効果が現れている。</p> <p>●一方で、相談件数の増加に対し、対応できる職員数が不足していたり、シンポジウム・研修等に定員があり、応募しても落選になる可能性があり、ニーズに対応しきれていない部分もある。</p> <p>&lt;今後の問題・課題など&gt; 制度・サービスの谷間にいるとされる発達障害者の支援体制を整備するため、発達障害者支援センターやその他事業において、関係諸機関と連携の強化を図る。</p>
今後の方向性	継続	継続
理由、改善点等	全校参加を目標として事業を実施。	新たに、世界自閉症啓発デーの普及を図り、啓発事業を強化するとともに、発達障害者のためのサポートファイルを平成21年度に完成させ、本格実施する。 また、発達障害者支援センターの相談体制の強化について検討する。
備考 (特記事項)		平成18年度新規事業
担当(課)	保健福祉局・障害福祉課	保健福祉局・障害福祉課